

# 視察報告 (議会運営委員会)

## 視察期間

平成二十一年八月五日・八月六日

視察先と視察事項

○三重県伊賀市

○奈良県天理市

「議会基本条例について」

## 視察概要

伊賀市は平成十六年十一月一日に上野市、伊賀市など一市三町二村が合併し誕生した新しい市で、近畿圏と中部圏の中間に位置する市であります。

今回の視察のテーマである「議会基本条例」は、平成十六年十二月に制定された「伊賀市自治基本条例」の第五章において「議会の役割と責務」が定められたことから、議会がすべき事柄を具体的に示すため「議会基本条例」を制定することを認識し、さらに、「自治基本条例」で住民自治の仕組みとして、三十八の小学校校区単位「住民自治協議会」を組織することとを定め、協議会に諮問権・提案権・同意権・決定権を機能として保持することを定めており、住民自治協議会立上げの過程で議員不

要論が出たことから、議員・議会の役割を明確にすることが迫られた事も条例策定の要因となったようです。

この条例の策定については、平成十八年四月の正副議長選挙において「議会基本条例」の制定などを公約として立候補された女性議長が選ばれ、選挙公約に基づき同年五月に議会のあり方検討委員会が設置され素案作りが始まり市民と議会との意見交換会等議論を重ね、平成十九年二月二十八日に三分の二の賛成多数で可決され、市レベルでは全国初の「議会基本条例」となりました。

## ※「伊賀市議会基本条例の特徴」

- 市民との意見交換の場である「議会報告会」の設置。
- 「一問一答方式の導入」と「反問権」の付与。
- 行政に対し「情報の発生源など」の提出を求めている。
- 「政策討論会」の設置。
- 「出前講座」の実施。
- 議案に対する「議員の対応の公表」。

○議員定数、報酬の改正を「議員提案で」。

天理市は、奈良盆地の北方に位置し、昭和二十九年四月一日に市制を施行しました。天理教の本部があることで全国的に有名な市であります。天理市と伊賀市との違いは、「自治基本条例」は策定されておらず、「議会基本条例」を先に制定したことにあります。可決は平成二十一年六月十九日、同年九月一日施行となっております。

「議会基本条例」策定については、平成十八年六月八日に天理市区長連合会より天理市の財政状況に鑑み、議員定数の削減、議員報酬の削減、政務調査会費の削減について市議会に申入書が提出されたのが契機となっております。

市では平成十九年六月十一日に「天理市議会議員定数等検討委員会」が設置され市民の意見を聴き、平成二十年二月二十五日に議長に対し「答申」がなされ、同年三月には議会定例会において「議会改革推進特別委員会」を設置するとともに、市民アンケートの実施、先進市の視察等を経て、平成二十一年六月十九日、平成二十一年第二回定例会最終日に全会一致により「議会基本条

例」が可決され同年九月一日施行ということでした。

条例の内容については、伊賀市とほとんど変わりはありませんが、第十二条において(政策立案及び政策提案)が規定されており、議会は政策立案機関として機能強化に努めると共に市に対して政策提案を積極的にこなうことを明記してあることが、他市にはない大きな特徴であるとのことでした。

視察を終え、両市とも地方分権時代に求められる議会を実現しようとしている姿勢には感銘をうけました。本市においては、本年九月議会から市民に分かりやすい議会とするために一般質問に一問一答方式を導入するなど議会改革に取り組んでいます。

今後も議会改革を一層進め、議員・議会が市民の付託に答えられるよう努力をするとともに、議会基本条例についても議論を重ね検討していかなければならないと思っております。



▲天理市での視察状況